

令和 8 年有田町告示第 141 号

令和 8 年度 有田町地域おこし協力隊隊員募集事務業務委託を行うにあたり、公募型プロポーザルにより実施する事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 3 日

有田町長 鷺尾 佳英



1. 目的

本プロポーザルは、地域おこし協力隊募集業務を委託するにあたり、業務内容の趣旨を十分に理解し、効果的な募集広報、応募促進、選考支援等を提案・実施できる事業者を選定することを目的とする。

2. 業務名

令和 8 年度 有田町地域おこし協力隊募集業務

3. 業務内容

業務内容については、別紙「令和 8 年度 有田町地域おこし協力隊募集業務委託仕様書」に基づき実施するものとする。

4. 履行期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日まで

5. 委託上限額

3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すための上限額である。

6. 応募資格

本提案に参加できる者は、以下の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定いずれにも該当していないこと。

- (2) 会社更生法(平成 14 年法律 154 号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) プロポーザル実施までの間に、有田町建設工事等の契約に係る指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、並びに次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の禁止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 官公庁において実績があるパッケージで提案できること。

7. 参加届

本プロポーザルに参加を希望される事業者は、参加申込フォームから申し込んでください。

- プロポーザル参加申込フォームの URL
<https://logoform.jp/form/Fpfy/1595041>

- 申込期限
令和 8 年 6 月 12 日(金) 17 時 00 分まで

※フォームでの申込ができない場合は、「13 問合せ先」へお問い合わせください。

8. 本件に関する質問等

質問がある場合は、質問書(様式第 1 号)をメールにて送付ください。

- 提出期限
令和 8 年 6 月 10 日(水) 12 時 00 分まで

- 提出方法

「13 問合せ先」に記載のメールアドレスへ送信してください。メール以外の電話、FAX等による質問へは回答しません。

- 回答方法

回答の準備ができ次第、有田町ホームページに掲載します。

9. 提案書の提出

(1) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

- 企画提案書（様式任意）
- 見積書（様式任意）
- その他、提案内容を補足する資料（任意提出）

(2) 提出部数

紙媒体又は電子媒体で提出する。

- 紙媒体: 正本 1 部 副本 5 部
- 電子媒体: PDF 形式で保存したデータをファイル共有サービス等で提出

(3) 提出期限

令和 8 年 6 月 19 日（金曜日）17 時まで（必着）

(4) 提出先

「13 問合せ先」あてに提出

10. 審査方法

(1) 審査の流れ

- ① 提案書による一次審査（書類審査）
- ② プレゼンテーションによる二次審査（対面審査）

(2) プレゼンテーション審査

審査日時：令和 8 年 7 月 3 日（金曜日）

審査場所：有田町役場

持ち時間：1 事業者あたり 30 分（プレゼン 20 分、質疑応答 10 分）

※応募者多数の場合は、提出書類を基に 2 社に絞ります。

※詳細な時間場所については、第一次審査の結果通知の際お知らせします。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査終了後 7 日以内に文書で通知します。

11. 提案書作成要領

提案書は、仕様書を基にできる限り具体的にかつ、簡素な文書を用いて、分かりやすい表現となるよう作成すること。

提案書は A4 サイズで 20 ページ以内とする。表紙、裏表紙、目次をつけ、表紙、裏表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること（表紙、裏表紙、目次はページ数に含まない）。また、表紙には事業者名を記載すること。

提案内容はすべて実現可能なものとする。業務委託契約後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。

○提案書記載項目

- 企画提案内容
- 業務実施スケジュール
- 実施体制・事務連絡体制
- (任意)追加提案

12. その他

- (1) 提案書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提案書提出後の内容変更は認めない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 本実施要領に定めのない事項については、委託者と応募者が協議の上決定する。

13. 問合せ先

〒849-4192

佐賀県西松浦郡有田町立部乙 2202 番地

有田町まちづくり課

電話: 0955-46-2990

メール: machidukuri@town.arita.lg.jp

【参考】審査基準表(配点表)

以下は、提案内容の評価基準を配点形式で示したものです。

審査項目	配点(点)	評価基準
業務理解度	20点	仕様書の趣旨及び目的を正確に理解し、提案内容に反映されているか。
募集戦略の妥当性	25点	募集ターゲット、広報媒体、訴求方法等が効果的かつ実現可能であるか。
応募促進の具体性	15点	応募者を増やすための具体的な手法や独自の工夫が盛り込まれているか。
提案内容の独自性・創意工夫	15点	他事業者との差別化が図られており、独自性や創意工夫が感じられるか。
実施体制	10点	業務遂行に十分な体制が整備されているか。
類似業務の実績	10点	過去に類似業務の実績があり、提案内容の信頼性が高いか。
見積金額の妥当性	5点	提案内容に対して費用対効果が高く、予算内で実現可能か。
合計	100点	

